別表六（二）付表五　記載要領

1　この表は、通算法人が当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）において法第69条（外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する事業年度において同条の規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

2　当該事業年度において法第64条の４第１項から第３項まで（公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算）の規定により益金の額又は損金の額に算入される金額がある場合には、「所得金額又は欠損金額（別表四「52の①」）　(3)」の欄は、これらの規定を適用しないで計算した所得金額又は欠損金額を記載すること。

3　「20」から「24」までの各欄及び「26」から「29」までの各欄は、「加算前国外所得金額　(15)＋(16)－(18)　(19)」の欄の金額が０を超える場合にのみ記載すること。

4　「32」から「34」までの各欄は、「調整前控除限度額　(2)×$\frac{(30)}{(14)}$　(31)」の欄の金額が０を超える場合にのみ記載すること。